

# 令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 業務の目的

本業務は、KCみやぎ推進ネットワーク設置要綱（平成20年1月15日施行）第2条で定めるKCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）と県内企業等とが相互に協力してKCみやぎ産学共同研究会（以下「研究会」という。）を実施する中で、企業の提案力、技術力及び研究開発力を向上させ、地域産業の競争力強化及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

## 4 業務内容

本業務は研究会の企画及び運営をするものとし、業務内容は概ね次のとおりとする。

なお、研究会活動に研究会を構成する学術機関に所属する学生の参加は妨げないが、研究会の主たる活動は企画提案書記載の運営者（以下「運営者」という。）が実施し、学生の活動に関する責任は運営者が担うこととする。

- (1) テーマに関する調査、研究
- (2) 勉強会、セミナー等の開催
- (3) 新技術の実用化や新製品の開発等に関する調査、分析、研究
- (4) 試作品の設計、製作、加工、試験、評価
- (5) 実用化に向けた実証実験、実証評価
- (6) 上記のほか、産学共同による提案力、技術力及び研究開発力の向上を促進する取組

## 5 委託要件

- (1) 研究会は、構成機関と県内に事業所（本社、開発拠点や生産拠点等）を有する1社以上の企業等から構成されること。

なお、構成機関のうち、支援機関、経済・産業団体、金融機関が本業務を受託する場合は、学術機関の参加を必須とする。

- (2) 本業務を受託した構成機関（以下「受託機関」という。）は、受託機関及び参画企業等が参加する研究会活動を、委託期間中に3回以上実施すること。
- (3) 受託機関は、業務完了後、県が定めた期日までに業務完了報告書を提出すること。
- (4) 受託機関は、委託期間中又は業務完了後の県が指定する場（主に構成機関が参集する会議等）において、本業務の成果（中間のものを含む）について発表すること。
- (5) 受託機関は、本業務に係る会議・打ち合わせ等に県職員が出席することについて許容すること。

## 6 事業費及び経費条件

本業務の事業費の対象経費及び条件は、以下のとおりとする。

### (1) 対象経費

経費区分	内容	条件
研究会運営費	会議室借上料、運営者等（運営者、参画企業の社員等）の旅費、通信運搬費等の運営に要する経費	全体の50%以内
原材料費	研究、試作等に直接使用する原材料・機器・書籍等の購入に要する経費	—
外注費	調査、分析、評価、試作等の外注に要する経費	全体の50%以内
施設使用料	外部の実験施設・機器等を使用する場合に要する経費	—
技術指導受入費	外部の有識者から研究会テーマに関する技術指導を受ける場合、勉強会等に外部講師を招く場合の謝金・旅費	全体の30%以内
間接経費	本業務の受託に伴う管理等に要する経費	全体の10%以内
その他の経費	その他、県が必要であると認めた経費	—

### (2) その他の条件

イ 以下については、経費の対象外とする。

- ・ 構築物の設置、改築、修繕
- ・ 汎用性のある機器等の購入、修繕
- ・ 受託機関が所有する施設、機器等を使用した場合の使用料、光熱水費等
- ・ 研究会運営者、参画企業の従業員、役員、学生に対する謝金、人件費
- ・ 知的財産権の取得等に要する経費
- ・ 委託契約締結前及び委託期間終了後に支出した経費

ロ 運営者等が、研究会のテーマと密接に関わる学会に参加する場合又は関係機関や先進地等を視察する場合に係る旅費は経費として認めるが、研究会活動にどのように活かされたか等を業務完了報告書に記載すること。

ハ 企画提案時と業務遂行時とで経費区分の割合が変更になる場合は、運営者が事前に県と協議し合意の上研究会を運営するものとする。

ニ 運営者等が、技術指導を受け入れた場合、その内容の概要と共に研究会活動にどのように活かされたか等を業務完了報告書に記載すること。

ホ 科学研究費助成事業等、他の公的資金等との合算及び混合使用は認めない。

ヘ 本事業の成果物（試作品等）を販売（商品仕様、顧客の反応等を測定、分析するための試験販売を含む。）してはならない。

ト 経費の内訳については、業務完了報告時に事業費明細内訳書により報告すること。

## 7 研究開発成果の帰属

本業務の実施に伴い、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知

的財産権（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、当該知的財産権は、以下の3条件を遵守することを条件に、原則として受託機関に帰属するものとする。

- （1）受託機関が当該知的財産権に関して出願・申請等の手続を行った場合、遅滞なく県に報告すること。
- （2）県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、受託機関は県に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- （3）受託機関が正当な理由なく当該知的財産権を相当期間活用しておらず、県が特に必要があるとして要請する場合、受託機関は当該知的財産権の第三者への実施許諾を行うこと。

## 8 成果発表における表示

本業務の成果（中間のものを含む）について対外的に発表する場合は、研究会により実施した旨を表示すること。

## 9 個人情報の保護

受託機関は、本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 10 疑義に関する協議

本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託機関との協議により決定する。ただし、協議の成立が困難な場合は、県の解釈によるものとする。